

○岡山市使用済てんぷら油リサイクル推進協力店認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岡山市の使用済てんぷら油リサイクル活動に積極的に取り組む事業者を使用済てんぷら油リサイクル推進協力店として認定することにより、市民と事業者の協力による使用済てんぷら油のリサイクル体制を確保し、もって岡山市バイオ燃料地域利用事業におけるバイオディーゼル燃料化を推進することを目的とする。

(認定対象店)

第2条 使用済てんぷら油リサイクル推進協力店として認定の対象となるもの(以下「推進協力店」という。)は、次に掲げる事項のいずれかを実施する事業者とする。

- (1) 使用済てんぷら油を市の指定するバイオディーゼル燃料製造事業者へ提供するもの
- (2) 使用済てんぷら油の回収拠点として場所を提供するもの
- (3) 使用済てんぷら油の回収を行い、市の指定するバイオディーゼル燃料製造事業者へ提供するもの
- (4) 市の指定するバイオディーゼル燃料製造事業者からバイオディーゼル燃料を購入し使用するもの
- (5) その他バイオディーゼル燃料の普及促進に効果のある活動を実施するもの

(認定申請)

第3条 推進協力店として認定を受けようとする事業者は、岡山市使用済てんぷら油リサイクル推進協力店認定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、推進協力店として認定することが適当であると認めるときは、事業者を推進協力店として認定し、岡山市使用済てんぷら油リサイクル推進協力店認定書(様式第2号。以下「認定書」という。)及び推進協力店のマーク・シール(以下「マーク・シール」という。)を交付するものとする。

(遵守事項)

第5条 推進協力店として認定された事業者は、認定書及びマーク・シールを店頭の見やすい場所に掲示するとともに、第1条の目的達成のための積極的な取組に努め、使用済て

んぷら油のリサイクル及びバイオディーゼル燃料の普及促進を図るものとする。

(調査実施)

第6条 市長は、必要に応じて推進協力店が各々実施する使用済てんぷら油のリサイクル状況及びバイオディーゼル燃料の使用状況を調査することができる。

(認定の取消等)

第7条 市長は、前条による調査により推進協力店がその認定理由となった事項の実施を怠っていると認められるときは、当該推進協力店に対して必要な指導を行うことができる。

2 市長は、推進協力店が第2条による認定理由となった事項に該当しないと認められたときは、当該推進協力店の認定を取り消すことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。